⑯　システムリスク管理態勢の不備

当社は、顧客に対してアルゴリズムトレーディングシステムを提供し、同システムを利用した注文を受託しているところ、注文の執行の際に誤作動を発生させているにもかかわらず、それに気付かず、同様の誤作動を複数回発生させていた。また、当社は、適切な理由がないにもかかわらず、システム障害の発生について金融庁に報告しなかった。

⑰　反社会的勢力への対応に係る内部管理態勢の不備及び疑わしい取引の届出に係る内部管理態勢の不備

当社においては、イ　反社会的勢力に係る情報収集及び当該情報に係る統括部署であるコンプライアンス部への報告態勢等に関する具体的な手続きを定めた社内規程が整備されていない状況、ロ　疑わしい取引の該当性について、調査・検証に係る具体的な社内規程が定められておらず、また、各部店の内部管理責任者等からコンプライアンス部への報告態勢が整備されていない状況が認められた。

⑱　内部管理態勢の不備

イ　当社は、自己勘定による未公開株式の取得・保有等について、具体的な社内基準や承認手続等の管理態勢の整備が行われていない状況にあり、未公開株式の取得に際して、当該株式の取引価格の合理性の検証や転売の実現可能性等に関するリスク管理の観点からの検証等が十分に行われていなかった。

ロ　当社は、法人関係情報を取得した部署以外へ伝達する場合の手続等に関し、規程の制定を行っていない等の管理態勢の不備が認められており、これに起因して、法人関係情報の報告漏れ及び報告遅延などといった、不適切な取扱いが発生している。

ハ　当社は、自己資本規制比率の詳細・具体的な算出方法等の規程や実践的なマニュアル等を策定しておらず、その結果、自己資本規制比率の算出誤りを発生させ、長期間にわたり看過していた。

⑲　異名義入金に係る顧客管理態勢の不備

当社は、複数のネット銀行の預金口座から、顧客証券口座へ即時入金が反映されるサービス（以下この⑷⑲において「リアルタイム入金」という。）を提供しているが、当該リアルタイム入金について、その都度、振込み依頼人名義を確認しておらず、顧客は、証券口座名義と預金口座名義が異なったとしても入金が可能であり、顧客証券口座に当該入金が即時反映され、当社が異名義入金と認識し証券口座ロックを実施するまでは、有価証券等の買付け等の取引が可能な状況となっていた。

⑳　自己売買に係る内部管理態勢の不備

当社のＦＸ取引に関する社内規則においては、対顧客取引及びそのカバー取引以外の取引（以下この⑷⑳において「自己売買」という。）を行わない方針としているにもかかわらず、カバー取引を担当する当社社員Ａは、あるカバー取引先の提示する買値が他のカバー取引先の提示する売値よりも高くなっている場合があることに気づき、当該カバー取引先ごとの提示レートの差を利用して、専ら当社の利益を目的とした裁定取引を行った。当該自己売買に関し、フロントオフィスの部長は、これを認識していたにもかかわらず、黙認しているほか、バックオフィスの部長はこれを看過し、さらに、リスク管理部署は、カバー先との取引について取引内容の検証を行っておらず、これを把握していない。

㉑　取引先において利益相反を内包する取引に係る内部管理態勢の不備

当行は、Ａ社取締役社長Ｘの資産管理会社であるＢ社との間で、通貨に係るスワップ契約をＢ社が保有する当行発行のエクイティリンク債を担保として差し入れさせた上で締結している。しかしながら、急激な円高により当該スワップ契約の評価損が拡大し、また、当該スワップ契約の担保として差し入れられていたエクイティリンク債の時価も参照銘柄であるＡ社株の大幅な株価下落に伴い急落し、担保不足となった。そのため、当行、Ｂ社、Ａ社の３社間の合意のもとで、当該スワップ契約に係る一切の権利義務をＢ社からＡ社に移転することとなった。本件移転取引は、Ｘ社長とＡ社との利益が相反する可能性の高い取引であったものの、当行は、本件移転取引の検討過程や承認過程において、内部管理統括責任者や法務部長、リスク管理部門長らが深く関与しているにもかかわらず、取引先において利益相反を内包する本件移転取引について適切な処理が行われていることを十分に確認しないまま、安易に承認を行っていた。

2　第二種金融商品取引業者に対する検査

平成20事務年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計３業者であるが、このうち１業者において投資者保護に関する問題点が認められた。

（なお、問題点については、勧告を行っており、第８「2　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。）

○　集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況〔金商法第36条の３、金商法第37条第２項、金商法第38条第６号に基づく金商業等府令第117条１項２号〕

3　投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査

平成20事務年度に検査が終了した投資運用業者、投資助言・代理業者等は計70業者であるが、このうち39業者において問題点が認められた。これら39業者中、不公正取引に関するものは２業者、投資者保護に関するものは25業者、財産・経理等に関するものは１業者、その他業務運営に関するものは20業者となっている。

主な問題点は、以下のとおりである。

（なお、問題点のうち、勧告したものについては、第８「3　投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査結果に基づく勧告」で詳細を記述する。また、以下に記載する「投信法」は平成18年法律第65号による改正前のものである。）

⑴　不公正取引に関するもの

①　法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言〔金商法第51条〕

②　役職員取引に係る内部管理態勢の不備

当社では、役職員個人が証券取引を行う場合、コンプライアンス部の事前承認を必要とする社内ルールを定めている。しかしながら、調査のために企業訪問を行ったファンド・マネージャー等が訪問後に、自己の計算で訪問先企業の株式の取引を行う可能性があり、かつ、現実に取引を行っているにもかかわらず、ファンド・マネージャー等の株取引において、当該株式の発行会社への訪問の有無を事前承認時のチェック対象としていなかった。

⑵　投資者保護に関するもの

①　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第37条第２項〕

当社は、営業案内書に一定の期間内に行う助言回数を明記することにより、会員に対し最低でも営業案内書に記載された回数の助言を行うかのような記載をしているものの、営業案内書に記載された回数の助言が行われていなかった。

②　著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為〔金商法第37条第２項〕

当社は、会員を募って有料で、行うべき外国為替証拠金取引の内容の記載を含む投資情報を電子メールにより配信し、当該有料情報発信に係る会員を募集する広告を当社ホームページに掲載しており、イ　あたかも実際の取引に基づいて作成したかのように月別の累計為替差益等及び毎月の「収支表」を記載しているが、これらは実際に取引を行った結果ではなく、当社の分析者等が配信情報等に基づき取引を行うことができた日と価格を為替チャートと照合して作成したものであったにもかかわらず、作成方法についての記載がなく、ロ　また、当社の分析者等が実際に利益を上げたかのように表示しているが、これも上記イと同様に、配信情報等に基づき約定することができたなどと仮定したものであるにもかかわらず、算出方法の記載がなかった。